

# 中川事務所新聞

第67号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【電子申請を活用しましょう】

数年前から役所に対する手続きの電子化が進められています。皆様の利用状況はいかがでしょう？会社経営上での身近な事例では、

- ・登記簿謄本、印鑑証明の取り寄せ
- ・社会保険の各種申請、届出
- ・労働保険の各種申請、届出
- ・公共工事の入札

など、他にも多数のメニューが用意されています。これらの手続きの中で、手数料が必要なものには電子申請割引が適用されるものもあります。



電子申請には、手数料割引の他にも書類を書く手間や役所に出向く手間が省けたりで、多くのメリットがあります。初期設定には多少の手間がかかるものの、この分野は拡大こそすれ、縮小することはないと考えられるので、早めに取り組んでそのメリットを享受しましょう。

### 【印紙不要の契約書】

このほど福岡国税局から発表されたところによると、注文者と請負者がその契約内容が記載された文書をPDF等の電子文書でやり取りする場合は、収入印紙の貼付が不要ということです。

そもそも印紙税は「紙」文書に課税されるので、契約書等を「紙」で作成しなければ課税の

対象にならないのは当然です。電子文書では印鑑の代わりに電子証明書が用いられます。これは、前項の電子申請にも共通して用いられるもので、この分野でも、経費節約に一役買っていることになります。

### 【3月の事務予定】

- ・3月決算法人期末実地棚卸
- ・11月決算建設業決算変更届
- ・1月決算法人確定申告&納税
- ・7月決算法人中間申告&納税
- ・個人所得税の確定申告&納税
- ・春の全国火災予防運動
- ・ホワイトデー



## 知ってお得！？法律雑学

Q.退職した従業員が当社の大切なレシピを持ち出して、他社に売り込みました。泥棒で訴えようと思いますが。

A.情報を持ち出したことは、刑法上では処罰されません。情報を持ち出すときにコピー用紙やCDに記録して持ち出したのならば、それらのモノを盗んだ罪にはなりますが、

情報そのものの窃盗では処罰されません。これは、書店で立ち読みしても情報の窃盗罪で罰せられないのと同じことです。

ただし、不正競争防止法という法律では、一定の条件の下に情報の持ち出しや利用を禁じています。ここでいう一定の条件とは、営業秘密として厳重に管理しているという

ことです。「厳重に」というところがミソなので、当社としても相当な注意をもって対策を講じる必要があるでしょう。



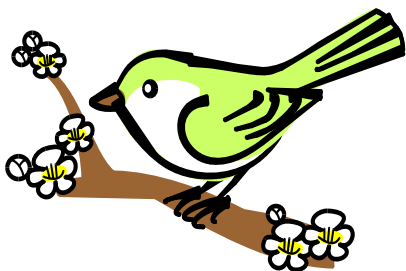
# 経営談義

## 【歴史に学ぶ】

私は高校生のころに教科としての世界史が好きになり、社会人になってからも細切れ時間にその手の書籍を読み漁っています。今現在は

「ローマ人の物語」塩野七生・新潮文庫 全34巻を12巻まで読み進めています。

歴史モノの中でも私が一番興味を持つのは、その時代のリーダーの思考とか行動です。今読んでいる本では紀元前50年前後のユリウス・カエサルの時代で、彼が世界国家を樹



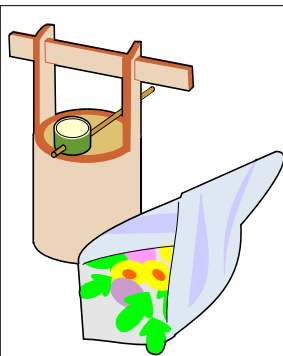
立していく真っ最中ですよ。

刻々と変化していく情勢下で、リーダーとして決断していくプロセスが経営現場で経営者がする決断とダブります。歴史小説などでは、当たり前の話ですが経営ノウハウのようなことは書かれていません。しかし、本に書かれていることから失敗や成功の原理原則を感じ取り、それを自分なりに解釈して思考を発展させていくプロセスは、非常に楽しいことです。

一方、世の中にはノウハウ本と称する各種の経営書が数多く出版されていて、それらを読むと経営上の各種問題に対して多くの具体的なヒントを与えてくれたりもします。

それはそれで結構なことなのですが、それだけで今のような困難な時代を乗り切れるとは思えません。

今は経営者の戦略思考が強く求められている時代であり、中小企業にとって戦略思考とは、経営者の個性に直結します。目先の問題にとらわれて短期的思考にならざるを得ない状況も理解できますが、こういう時代だからこそ、じっくり腰を据えて歴史から学ぶという姿勢も必要ではないでしょうか。



年度末です。悪い情報ばかりの中にも、新年度から転換の兆しも予感されます。気を抜かないように頑張りましょう。

娘たちがキャッチボールに興味を持ち、公園で相手をしていると、一人で来ている男の子もいました。その子に声をかけてキャッチボールを始めると、別の男の子も隔った様子で伺っていました。その子も仲間になりました。娘しかいない私ですが、ひよんなことから親父と息子の絵になる風景の真似事が実現しました。

あひなわ

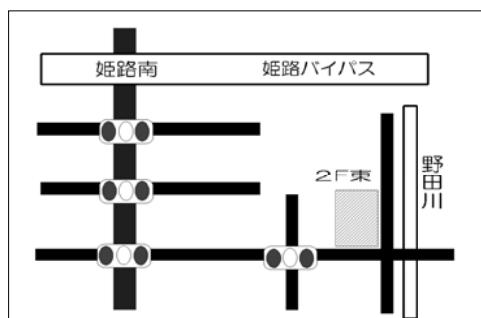
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1  
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp